

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する  
入退院の届出等における記載の手引き

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

静岡県精神医療審査会事務局  
(静岡県精神保健福祉センター)

令和6年12月13日

# 目 次

I	手引きの目的	2
II	入退院の届出等の記載にあたっての留意事項	2
III	入退院の届出等の様式	3
IV	審査の流れ	4
V	入退院の届出等の記載方法について	
1	医療保護入院者の入院届（法第 33 条第 1 項又は 2 項）	5
2	特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録 （法第 33 条第 1 項・第 3 項又は第 33 条第 2 項・第 3 項）	12
3	医療保護入院者の入院期間更新届（法第 33 条第 6 項）	15
4	医療保護入院者の退院届（法第 33 条の 2）	20
5	応急入院届（法第 33 条の 6）	22
6	特定医師による応急入院届及び記録（法第 33 条の 6 第 2 項）	24
7	措置入院決定報告書（法第 29 条第 1 項）	27
8	措置入院者の定期病状報告書（法第 38 条の 2 第 1 項）	28
9	措置入院者の症状消退届（法第 29 条の 5）	32
10	任意入院者の定期病状報告書（法第 38 条の 2）	34
VI	主な書類の提出先及び提出期限	37
VII	改正履歴	39
<b>【参考資料】</b>		
	家族等の種類	41
	親等表	42

## I 手引きの目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）により定められている入退院の届出等については、入院患者等の人権擁護と適正な医療の確保とともに、入院患者の処遇にかかわる都道府県知事の監督権の行使の基礎となる情報を得ることを目的としている。

今回、令和6年4月の法改正に基づき「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入退院の届出等における記載の手引き」を改定し、引き続き、入院患者等の人権擁護と適正な医療の確保を重点におき、実務上の業務を円滑に遂行することを目的とする。

## II 入退院の届出等の記載にあたっての留意事項

### 1 記載にあたって

- 略語、外国語等はいずれも、日本語で判読できる文字で記載すること。（複写式の場合、判読できる筆圧での記載とすること。）

ただし、年号は、M、T、S、H、Rという記載でも可とする。（入退院の届出等の年月日は、和暦、西暦のどちらかに統一すること。）

- 入退院届等の「記載上の留意事項」に従い、記載漏れのないようにすること。届出及び報告年月日、年齢、性別、移送の有無、陳述者氏名及び続柄、入院回数など記載漏れに注意すること。
- 記載事項は、可能な限り手書きを避け印字すること。

文字の大きさは、10.5ポイント以上を基本とし、8ポイント以上で可能な限り大きな字で記載すること。

<例>

8ポイントの文字の大きさ	→	最低限度の文字の大きさ
10.5ポイントの文字の大きさ	}	最適な文字の大きさ
12ポイントの文字の大きさ		

### 2 訂正について

- 書き損じ等記載事項の変更の際には、該当個所に二重線を引くこと。

※ 訂正印の押印は不要

### 3 診療録記載について

- 診療を行った指定医は、法第19条の4第1項に規定する職務を行ったことについて、法第19条の4の2に規定する診療録の記載義務に基づき記載すること。
- 診療を行った特定医師は、法第21条第5項、法第33条第4項、法第33条の6第3項の規定により、診療録の記載義務に基づき記載すること。

#### 4 提出前の確認について

- 届出等の保健所への提出にあたっては事務担当者等が記載漏れ、同意書等の添付の不備がないかや判読が可能か等、一通り目をとおし最終確認を行うこと。

#### 5 提出期限について

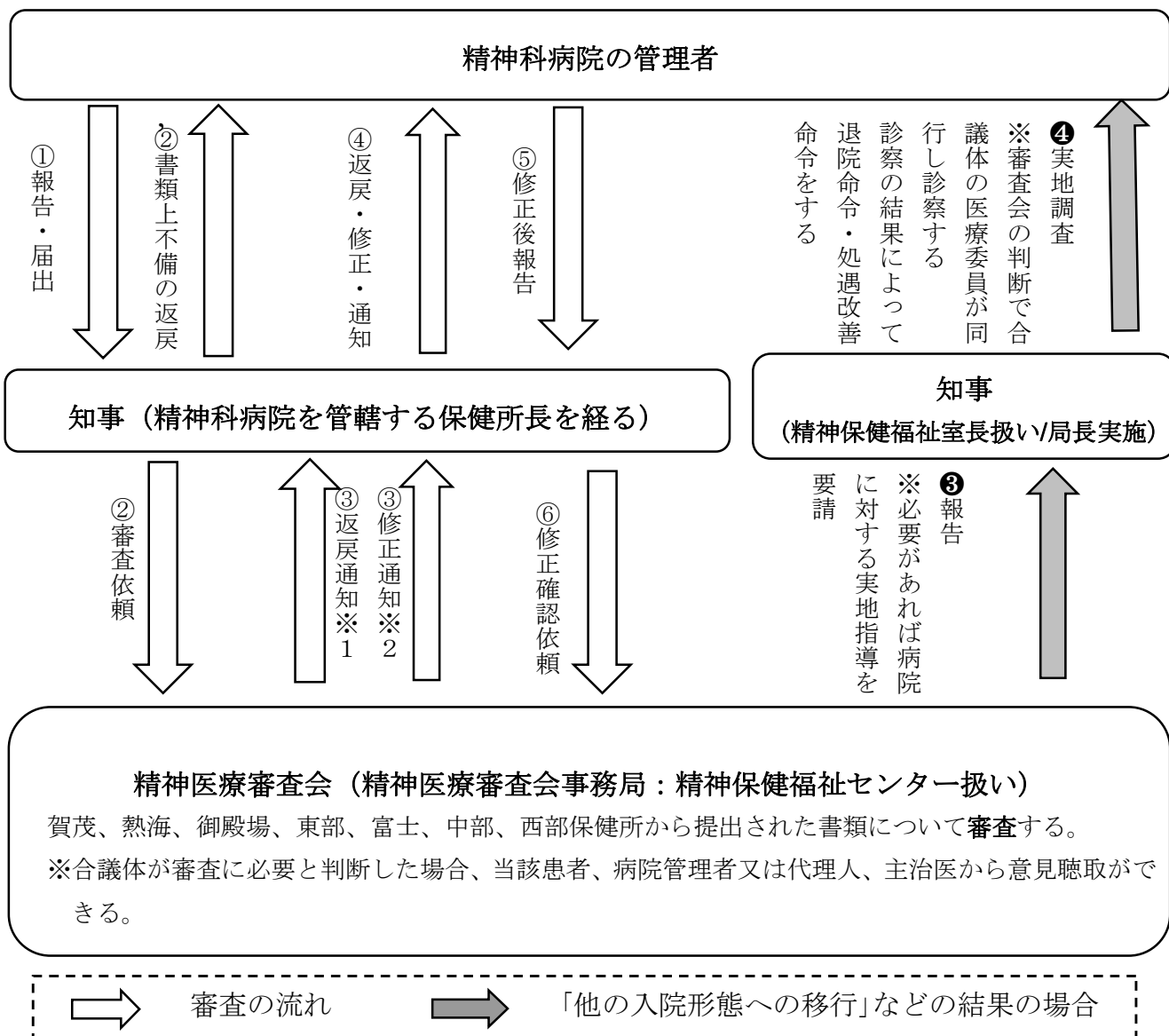
- 法定の提出期限を遵守すること。提出期限を過ぎた場合は、その理由を記載した「遅延理由書」を添付すること。「遅延理由書」の様式は、特に規定はないが、知事宛てで、報告者を管理者とし、公印のあるものとする。

### Ⅲ 入退院の届出等の様式

令和5年11月27日障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」に定められている様式とし、届出の用紙の大きさ及び用紙の色は次のとおりとする。

区 分		用紙大きさ	用紙の色
医療保護 入院	入院届(法第33条第1項又は2項)	A3	黄系
	特定医師による入院届及び記録 (法第33条第3項)	A3	白
	入院期間更新届(法第33条第6項)	A3	青系
	退院届(法第33条の2)	A4	白
措置入院	決定報告書(法第29条第1項)	A4	白
	定期病状報告(法第38条の2第1項)	A3	白
	措置症状消退届(法第29条の5)	A4	白
応急入院	応急入院届(法第33条の6)	A4	白
	特定医師による応急入院届及び記録 (法第33条の6第2項)	A3	白
任意入院	定期病状報告(法第38条の2第2項)	A3	緑系

## IV 審査の流れ



審査の結果「現在の入院形態が適当」と判定された場合は、精神医療審査会から知事へその旨を報告する。

※1 返戻＝審査に必要な書類や記載内容が整っておらず審査を行うことができないため、加筆・修正及び再提出を求める。再提出後に審査をするため、速やかに提出をすること。再提出されるまでの間、審査は保留となる。

※2 修正＝審査は行われ、審査結果の決定に至ったが、書類上の不備の修正及び修正結果の確認が必要な場合に求める。既に審査を終えているため、再提出後に再度審査はしない。

## V 入退院の届出等の記載方法について

### 1 医療保護入院者の入院届（法第 33 条第 1 項、第 2 項：様式 10）

医療保護入院に係る報告は、医療保護入院第 1 項又は第 2 項入院の措置が採られた日の翌日から 10 日以内に保健所に受理されるよう提出すること。

（例：4 月 3 日に入院した場合は、4 月 13 日までに保健所に受理されるよう提出すること。）  
地方自治法の規定に基づき、期限の末日が行政機関の休日であれば、当該末日の翌日が期限となる。（例：4 月 13 日が期限だが日曜日の場合には、4 月 14 日が期限となる。）その際、同意書は必ず添付し、その他必要な書類を添付すること。

※ 入院診療計画書の添付は不要

#### (1) 日付の欄

- ・ 入院届の保健所への届出日を記載すること。

#### (2) 「医療保護入院者」の欄

- ・ 本名を記載し、入院届、同意書、審判書等提出する書類の間で不一致がないこと。
- ・ 本人の住所が審判書と違う場合は、住所の変更履歴がわかる公的な書類（住民票等）を添付するか、病院管理者が知事宛てにその経緯を確認した書類を作成し添付すること。

#### (3) 「家族等の同意により入院した年月日」の欄

- ・ 法第 33 条第 1 項又は第 2 項により入院した年月日を記載すること。

#### (4) 「今回の入院年月日」の欄

- ・ 今回、当該病院に入院した最初の日を記載すること（入院形態は問わない）。  
総合病院の場合は、精神科病棟に入院となった最初の日を記載すること。

#### (5) 「今回の医療保護入院の入院期間」の欄

- ・ 家族等の同意により入院した日から 3 月を上限とした年月日を記載すること。

#### (6) 「入院形態」の欄

- ・ (4) の入院をしたときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載すること。）
- ・ 複数の入院形態を経ている場合は順に記載すること。

[複数の入院形態を経ている場合の記載例]

任意→医療保護（法第 33 条第 1 項）

緊急措置→措置→医療保護（法第 33 条第 1 項）

(7) 「第34条による移送の有無」の欄

- ・ 該当する項目を○で囲む。

(8) 「病名」の欄

- ・ 法第33条第1項又は第2項の届出時点での病名を記載すること。
- ・ ICD-10に基づいた病名及びICDカテゴリー（Fコードで、わかる範囲内で詳しく記載し、英数字を含む3桁以上記載する。）を記載すること。主たる精神障害については、法第5条の定義による精神障害の病名であり、かつ医療及び保護のために一定期間の入院が必要であると認められるものであること。
- ・ 「入院届」を提出する際には、病名を確定することが原則であるが、やむを得ず入院届提出期限内に精神疾患の病名を確定できない場合には、「1. 主たる精神障害」欄にその「状態像」を記載したうえで「2. 従たる精神障害」の欄に「〇〇病疑」と記載し、当該入院患者が精神障害者であることを明らかにすること。
- ・ 「2. 従たる精神障害」の欄に「〇〇病疑」と記載した場合もわかる範囲内で詳しく記載すること。
- ・ 病名は、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「医療保護入院の必要性」の各欄の記載内容と整合性が保たれていること。

**[医療保護入院の病名としては不適切なもの]**

酩酊、急性アルコール中毒、家庭内暴力、ICDカテゴリーがFコード以外の病名等

(9) 「生活歴及び現病歴」の欄

- ・ 現病歴に関連した生活歴（出生地、家族歴、最終学歴、職歴、結婚歴）と発症時期、精神・神経科受診歴等の現病歴及び家族等の同意による入院に至る経過等を客観的に把握できるようにエピソードを取り入れ、具体的に記載すること。
- ・ 特定医師の診察により入院した場合には、特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。

(10) 「陳述者氏名、続柄」の欄

- ・ 情報の出所を明らかにする項目のため、入院にあたり状況を聴取した者（家族、警察官、保健所職員、福祉事務所職員、施設職員等）の名前と続柄を記載すること。

**[記載例]**

陳述者：静岡太郎 続柄：父

陳述者：〇〇病院 〇〇医師 \*紹介状等を持参している場合など

陳述者：〇〇保健所 静岡花子 \*保健所職員と同行受診した場合など

- (11) 「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」の欄
- ・ 現病歴の記載と整合性を保つようにし、自院のみではなく、他精神科病院での入院歴、入院形態についても聴取し記載すること。
  - ・ 初回入院期間、前回入院期間において入院形態の変更があった場合、その経緯を（入院形態 ）内に記載すること。
  - ・ 前回の入院期間は、今回の入院年月日より前に行われたものを記載すること。
  - ・ 入院回数について、精神科病院に入院中の入院形態の変更は回数に含まないこと。今回が初めての入院の場合は、0回と記載すること。
  - ・ 不明の場合は、不明あるいは不詳と記載すること。
- (12) 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄
- ・ 一般に書類作成までの過去数か月に認められていた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点をおいて、該当する全てのローマ数字、算用数字を○で囲むこと。
  - ・ 「病名」「生活歴及び現病歴」「医療保護入院の必要性」の記載と整合性が保たれていること。
- (13) 「医療保護入院の必要性」の欄
- ・ 医療及び保護が必要な状況と判断し、かつ任意入院が行われる状態にないことを具体的に記載すること。
  - ・ 医療及び保護のためには入院治療が不可欠な病状であること、自発的入院が行われるよう努めたこと、患者自身の病気に対する理解がどの程度か、その結果、当該精神障害のために入院治療の同意が得られなかったことを診察で得られた具体的な所見を含めて記載すること。

**[不適切な記載例]**

家族が入院を希望するため

自殺企図があるも反省に乏しく投げやりで反抗的であるため

行動制限する必要性があるため

- (14) 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄
- ・ 入院を必要と認めた精神保健指定医自身が自筆署名を行うこと。
- (15) 「選任された退院後生活環境相談員の氏名」の欄
- ・ 退院後生活環境相談員の氏名を記載すること。

**[退院後生活環境相談員の選任要件]**

ア 精神保健福祉士

イ 法第 29 条の 6 の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。（施行規則第 15 条の 2）

次の（ア）から（カ）に掲げる者であって、精神障害者に関する業務に従事した経験を有するもの



- (ア) 保健師
- (イ) 看護師
- (ウ) 准看護師
- (エ) 作業療法士
- (オ) 社会福祉士
- (カ) 公認心理師

ウ 前号に掲げる者以外の者で、3年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有し、かつ厚生労働大臣の定める研修を修了したもの。

(16) 「同意した家族等」の欄

- ・ 家族等の氏名、性別、続柄、生年月日、住所を漏れなく記載し、下記事項に注意し、同意者が家族等として該当する項目の算用数字を○で囲むこと。
  - ア 家族等の同意を得る際には、当該家族等の氏名、続柄等を書面で申告させ確認すること。その際には、可能な範囲で運転免許証や保険証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。
  - イ 家族等の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
  - ウ 当該精神障害者が未成年である場合に親権者から同意を得る際には、原則として父母双方の同意を得ること。
  - エ 「1配偶者」である場合  
法律上の婚姻関係があること。(内縁関係は認められない。)婚姻中であっても、離婚訴訟を提起している場合は利害関係が生ずることから同意者になれない。離婚調停中の場合は、同意者となり得る。
  - オ 「2父母」である場合  
当該精神障害者が未成年であり父母双方の同意を得た場合は、同意した家族等の欄に父母それぞれの氏名、続柄、生年月日、住所を記載すること。  
当該精神障害者が未成年である場合で父母から同意を得る際に、父又は母が行方不明、片方が虐待を行っている場合等やむを得ない理由により、一方のみの同意で入院させなければならない場合は、同意した家族等の欄の余白にその理由を記載すること。  
当該精神障害者が未成年である場合で父母から同意を得る際に、離婚等により父又は母の一方のみ親権者である場合は、「離婚のため親権者1名」等と余白に記載すること。なお、その親権者1名が虐待を行っている場合は、親権者ではない父又は母が同意者となり得る。
- カ 「6後見人又は保佐人」である場合  
法定後見人又は保佐人であることを証明する書類(登記事項証明書等)の写しを添付すること。  
法定後見人又は保佐人が法人等の団体である場合、団体名だけでなく、当該団体の代表者の職・氏名も記入(記名押印も可)すること。

キ 「7 家庭裁判所が選任した扶養義務者」である場合

家庭裁判所が選任した扶養義務者から同意を得た際には、家庭裁判所の選任年月日を必ず記載し、家庭裁判所が選任した選任書の写しを添付すること。

ク 「8 市町村長」である場合

市町長同意については、参考資料「家族等の種類」を参照のこと。

市町長の同意により入院した場合は、氏名欄に〇〇市長等と記載すること。また、市町長の同意を得た場合は、同意した家族等の欄の余白にその理由(家族等が逝去又は家族等の全員がその意思を表示できない状況等)を記載すること。

様式10

医療保護入院者の入院届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名

保健所への届出日を記載すること

所在地

下記の者が医療保護入院しましたので、  
の規定により届け出ます。

同意書及び全部事項証明書(審判書)と異なる場合は、その旨がわかるように書類等で示すこと。

法律第33条第9項

医療保護入院者	フリガナ				生年月日	明・大昭・平成	年	月	日生		
	氏名	(男・女)				令			日(満歳)		
	住所	都道府県	郡市区	町村区							
家族等の同意により入院した年月日	令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和	平成	令和	年	月	日
家族等の同意による入院をした日から10日以内に保健所に受理されるように提出する。		月	日まで	入院形態							
					有り	なし					
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害		3 身体合併症							
	ICD カテゴリー ( )	ICD カテゴリー ( )									
生活歴及び現病歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。))										
	ICD-10 に沿った病名とF から始まるカテゴリーを記載すること。F 以外のカテゴリーの病名は3身体合併症の欄に記載すること。										
	入院形態が変更になった場合は、「任意→医療保護(法第33条第1項)」のように記載する。										
	今回の入院が初回入院の場合には、記載はなし。入院歴が1回の場合には、初回と前回に同様の入院期間、入院形態を記載する。										
	(陳述者氏名 続柄 )										
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)										
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)										
初回から前回までの入院回数	計 回										

<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )										
<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( ) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( ) 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )										
医療保護入院の必要性 [患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。]	<p style="text-align: center;"><b>医療及び保護が必要な状況と判断し、かつ任意入院が行われる状態にないことを具体的に記載すること。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>医療及び保護のためには入院治療が不可欠な病状であること、自発的入院が行われるよう努めたこと、患者自身の病気に対する理解がどの程度か、その結果、当該精神障害のために入院治療の同意が得られなかったことを診察で得られた具体的な所見を含めて記載すること。</b></p>										
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名										
選任された退院後生活環境相談員の氏名											
同意をした家族等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">(男・女)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">続柄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生年 月日</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">明・大 昭・平・令 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">都市 区</td> <td style="text-align: center;">町村 区</td> <td style="text-align: center;">明・大 昭・平・令 年 月 日生</td> </tr> </table> <p>1 配偶者 2 父母 (親権者である・ない) 3 祖父母等          4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人          7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日)          8 市町村長</p>	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平・令 年 月 日生	住所	都道府県	都市 区	町村 区	明・大 昭・平・令 年 月 日生
氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平・令 年 月 日生							
住所	都道府県	都市 区	町村 区	明・大 昭・平・令 年 月 日生							
審査会意見											
都道府県の措置											

## 2 特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録（様式11）

医療保護入院に係る報告は、特定医師による医療保護入院の措置が採られた日の翌日から10日以内に保健所に受理されるよう提出すること。

（例：4月3日に入院した場合は、4月13日までに保健所に受理されるよう提出すること。）

地方自治法の規定に基づき、期限の末日が地方公共団体の休日であれば、当該末日の翌日が期限となる。（例：4月13日が期限だが日曜日の場合には、4月14日が期限となる。）

その際、同意書は必ず添付し、その他必要な書類を添付すること。

### （1）日付の欄

- ・ 入院届の保健所への届出日を記載すること。

### （2）「家族等の同意により入院した年月日」の欄

- ・ 特定医による医療保護入院は12時間に限る特例措置のため、時間を明記すること。

### （3）「医療保護入院の必要性」の欄

- ・ 医療及び保護が必要な状況と判断し、かつ任意入院が行われる状態にないことを具体的に記載すること。
- ・ 医療及び保護のためには入院治療が不可欠な病状であること、自発的入院が行われるよう努めたこと、患者自身の病気に対する理解がどの程度か、その結果、当該精神障害のために入院治療の同意が得られなかったことを診察で得られた具体的な所見を含めて記載すること。

### （4）「確認した精神保健指定医氏名」「診察日時」の欄

- ・ 診察時間を明記すること。

### （5）「精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由」の欄

- ・ 医療保護入院が妥当でないと判断した理由を明記すること。

### （6）「事後審査委員会意見」の欄

- ・ 都道府県知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、事後審査委員会で審査された状況及び意見を記載しておくこと。

様式11

特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

保健所への届出日を記載すること

病院名  
所在地  
管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	氏名	(男・女)			(満 歳)			
	住所	都道府県	郡市区	町村区				
家族等の同意により入院した年月日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日		
			入院形態					
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	3 身体合併症					
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	<p style="text-align: center;"><b>入院した時間を明記すること。</b></p> <p style="text-align: center;">(陳述者氏名 続柄 )</p>							
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )							
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )							
初回から前回までの入院回数	計 回							
<現在の精神症状>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p>							

<p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( ) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( ) 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>			
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>	<p><b>医療及び保護が必要な状況と判断し、かつ任意入院が行われる状態にないことを具体的に記載すること。</b></p> <p><b>医療及び保護のためには入院治療が不可欠な病状であること、自発的入院が行われるよう努めたこと、患者自身の病気に対する理解がどの程度か、その結果、当該精神障害のために入院治療の同意が得られなかったことを診察で得られた具体的な所見を含めて記載すること。</b></p>			
<p>入院を必要と認めた特定医師氏名</p>	<p>署名</p>			
<p>確認した精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p>	<p>診察日時</p>	<p>令和 年 月 日 (午前・午後 時)</p>	
<p>精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合は、その理由</p>				
<p>同意をした家族等</p>	<p>氏名</p>	<p>(男・女) 続柄</p>	<p>生年月日</p>	<p>明・大 年 月 日生 昭・平・令</p>
	<p>住所</p>	<p>都道府県 郡市区</p>	<p>町村区</p>	
	<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長</p>			
<p>事後審査委員会意見</p>				

### 3 医療保護入院者の入院期間更新届（法第 33 条第 6 項：様式 15）

精神科病院の管理者は、入院期間の更新をしたときは、更新日を含む 10 日以内に保健所に受理されるように提出すること。

（例：4月3日が更新日の場合は、4月12日までに保健所に受理されるよう提出すること。）

地方自治法の規定に基づき、期限の末日が行政機関の休日であれば、当該末日の翌日が期限となる。（例：4月12日が期限だが日曜日の場合には、4月13日が期限となる。）その際、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該更新について同意した者の同意書を添え（家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨を示し）提出すること。

また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。

なお、更新日とは、直前の入院期間の満了日の翌日をいう。

#### （1）日付の欄

- ・ 入院期間更新届の保健所への届出日を記載すること。

#### （2）「医療保護入院年月日」の欄

- ・ 法第33条第1項又は第2項により入院した年月日を記載すること。

#### （3）「今回の入院年月日」の欄

- ・ 今回、自院に入院となった最初の日を記載すること。
- ・ 総合病院の場合は、精神科病棟に入院となった最初の日を記載すること。

#### （4）「入院形態」の欄

- ・ （3）の入院をしたときの入院形態を記載すること。任意、措置、緊急措置、応急、法第33条の6第2項、法第33条第1項・第2項等と記載すること。複数の入院形態を経ている場合は順に記載すること。

[記載例]            任意→医療保護（法第33条第1項）            緊急措置→措置

#### （5）入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間の欄

- ・ 入院期間は「入院日又は前回の更新日（前々回の入院期間満了日の翌日）～前回の入院期間満了日」を記載すること。
- ・ 添付した退院支援委員会審議記録の「現在の入院期間」と同一の期間を記載すること。

[例] 令和6年4月7日に医療保護入院し、その後入院期間を更新する場合の本欄等の記載は次の表のとおり。



入院期間更新届の届出状況	本欄及び 退院支援委員会審議記録の「現在の入院期間」	具体的な期間
①初回の入院期間更新で届出をする場合	入院日～前回の入院期間満了日を記載	令和6年4月7日から令和6年7月7日まで
②更に入院期間を更新し届出をする場合	前回の更新日(前々回の入院期間満了日の翌日)～前回の入院期間満了日を記載	令和6年7月 <u>8</u> 日から令和6年10月7日まで

(6) 「本更新後の入院期間」の欄

- ・ 医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意したうえで、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載する。
- ・ 民法143条に基づき、期間は暦に従って計算する。  
(例：8月31日に入院した場合、初めの入院期間は11月30日まで、更新後の入院期間は12月1日から翌年2月28日(閏年は29日)までとなる。更に更新した場合の入院期間は3月1日から8月31日までとなる。)

(7) 「病名」の欄

- ・ ICD-10に基づいた病名であること。 ICDカテゴリー (Fコードで、わかる範囲内で詳しく記載し、英数字3桁以上記載する。)を記載すること。

(8) 「入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果」の欄

- ・ 行ってきた治療内容とその結果等について記載すること。

(9) 「病状の経過」の欄

- ・ 報告時点での病状の経過について該当する数字を○で囲むこと。

(10) 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄

- ・ この書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点をおいて、該当する全てのローマ数字、算用数字等を○で囲むこと。

(11) 「医療保護入院の必要性」の欄

- ・ 医療及び保護が必要な状況と判断し、かつ任意入院が行われる状態にないことを具体的に記載すること。
- ・ 医療及び保護のためには入院治療が不可欠な病状であること、自発的入院が行われるよう努めたこと、患者自身の病気に対する理解がどの程度か、その結果、当該精神障害のために入院治療の同意が得られなかったことを診察で得られた具体的な所見を含めて記載すること。

(12) 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄

- ・ この書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近の

それに重点をおいて、該当する全てのローマ数字、算用数字等を○で囲むこと。

(13) 「本報告に係る診察年月日」の欄

- ・ 精神保健指定医により、医療保護入院の更新が必要と判断された実際の診察年月日を記載すること。
- ・ 診察は出来る限り、入院満了日に近い日の病状を踏まえて行うことが望ましいことから、入院期間満了日の1か月以内に行うこと。

(14) 「診断した精神保健指定医氏名」の欄

- ・ 診断した精神保健指定医自身が自筆署名を行うこと。

(15) 「退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)」の欄

- ・ 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、医療保護入院者退院支援委員会での審議状況について記載すること。

(16) 「今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等」「今回の更新に同意した家族等」の欄

- ・ 8から9ページ医療保護入院者の入院届(16)「同意した家族等」の欄の留意事項を参照すること。
- ・ 今回の更新の同意者が「6 後見人又は保佐人」で、今回の更新の直前の入院又は更新の同意者と変更がない場合、法定後見人又は保佐人であることを証明する書類の写しは添付不要である。

(17) 「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等」の欄

- ・ 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をしたときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
  - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
  - ② 死亡したとき
  - ③ 意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について

記載すること。(通知をした家族等が親権者である両親の場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。)

様式15

医療保護入院者の入院期間更新届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健法第33条第9項の規定により届け出ます。

入院形態が変更になった場合は、「任意→医療保護」のように記載する。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県	郡市区	村区	
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	昭和 平成 令和	年 月 日	今回の 入院年月日	年 月 日	
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	令和 ～令和	年 月 日 年 月 日	本更新後の 入院期間	令和 年 月 日まで	
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	3 身体合併症		
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る 病状または状態像の 経過の概要)					
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 ( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )				
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )				
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )				

当入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とし、退院支援委員会で定めた期限日を記載すること。

<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
----------	---

医療保護入院の必要性  
(患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)

**医療及び保護が必要な状況と判断し、かつ任意入院が行われる状態にないことを具体的に記載すること。**

今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)

**医療及び保護のためには入院治療が不可欠な病状であること、自発的入院が行われるよう努めたこと、患者自身の病気に対する理解がどの程度か、その結果、当該精神障害のために入院治療の同意が得られなかったことを診察で得られた具体的な所見を含めて記載すること。**

本更新に係る診察の年月日

令和

更新が必要と診断した精神保健指定医氏名

署名

退院に向けた取組の状況  
(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)

医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (令和 年 月 日)

**同意した家族等が親権者である両親の場合は、原則として2人の氏名、住所を記載すること。**

今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日生
		(男・女)	続柄	月 日	明・大 昭・平・令	年 月 日生
	住所	都道府県	郡市区	町村区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日) 8 市町村長						

今回の更新に同意をした家族等(上記の家族等と同じ場合は記載不要)	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日生
		(男・女)	続柄	月 日	明・大 昭・平・令	年 月 日生
	住所	都道府県	郡市区	町村区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日) 8 市町村長						

法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした					
	家族等へ通知を発した日	令和	年	月	日	
	家族等に示した回答期限	令和	年	月	日	(回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意)
通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)						
令和	年	月	日	( <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( ))		
令和	年	月	日	( <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( ))		

審査会意見	<b>みなし同意をした場合には、今回の更新に同意した家族等の欄は記載せず、レ点を入れ、更新に関する通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日、手段を記載すること。</b>
都道府県の措置	

#### 4 医療保護入院者の退院届（法第33条の2：様式16）

(1) 日付の欄

- ・ 退院届の保健所への届出日を記載すること。

(2) 「入院年月日（医療保護入院）」の欄

- ・ 医療保護入院した年月日を記載する。

(3) 「病名」の欄

- ・ ICD-10に基づいた病名であること。 ICDカテゴリー（Fコードで、わかる範囲内で詳しく記載し、英数字3桁以上記載する。）を記載すること。

(4) 「退院後の処置」の欄

- ・ 該当する項目の数字を○で囲むこと。
- ・ 自院でなく他の医療機関で治療を継続した場合は、「3. 転医」の数字を○で囲むものとするが、転医先で入院する場合は「1. 入院継続」、通院する場合は「2. 通院医療」の項目の数字も○で囲むこと。

(5) 「退院後の帰住先」の欄

- ・ 該当する項目の数字を○で囲むこと。

(6) 「帰住先の住所」の欄

- ・ 帰住先の住所を記載すること。

(7) 「訪問支援等に関する意見」の欄

- ・ 必要とする症例については意見を記載すること。

(8) 「障害福祉サービス等の活用に関する意見」の欄

- ・ 必要とする症例については意見を記載すること。

様式16

医療保護入院者の退院届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ				生 年 月 日 明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)				
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
入 院 年 月 日 (医療保護入院)	昭和 平成 令和	年	月	日		
退 院 年 月 日	令和	年	月	日		
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー( )	3 身体合併症			
退 院 後 の 処 置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 4 死亡 5 その他 ( )		2 通院医療	3 転医		
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅 ( i 家族と同居、 ii 単身 ) 3 その他 ( )		2 施設			
帰 住 先 の 住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区			
訪 問 支 援 等 に 関 する 意 見						
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 活 用 に 関 する 意 見						
主 治 医 氏 名						

## 5 応急入院届（法第 33 条の 6：様式 18）

精神科病院の管理者は、法第 33 条の 6 第 1 項に基づく入院措置を採ったときは、直ちに（遅くとも入院から 72 時間以内に）保健所に届け出をすること。

### （1）日付の欄

- ・ 入院届の保健所への届出日を記載すること。

### （2）「依頼をした者の入院者との関係」の欄

- ・ 依頼を行った者の氏名、入院者との関係を記載すること。

#### 【記載例】

ア 静岡 太郎（親戚、伯父）

イ 静岡 花子（〇〇保健所職員、保護にあたった警察官等）

### （3）「入院年月日」の欄

- ・ 時間の記載については、72 時間という時間的制約があることから、時間を明記すること。

### （4）「第 34 条による移送の有無」の欄

- ・ 該当する項目を○で囲むこと。

### （5）「病名」の欄

- ・ 法第 33 条の 6 による届出時点での病名を記載すること。
- ・ ICD-10 に基づいた病名であること。ICD カテゴリー（F コードで、わかる範囲内で詳しく記載し、英数字 3 桁以上記載する。）を記載すること。
- ・ 主たる精神障害については、法第 5 条の定義による精神障害の病名であり、かつ医療及び保護のために一定期間の入院が必要であると認められるものであること。
- ・ 「入院届」を提出する際には、病名を確定することが原則であるが、入院届提出期限内に精神疾患の病名を確定できない場合には、「1. 主たる精神障害」欄にその「状態像」を記載したうえで「2. 従たる精神障害」の欄に「〇〇病疑」と記載し、当該入院患者が精神障害者であることを明らかにすること。

### （6）「応急入院の必要性」の欄

- ・ 記載にあたっては、医療保護入院者の入院届（法第 33 条第 1 項）の（11）「医療保護入院の必要性」の欄の記載方法に準じて行うこと。
- ・ 特定医師の診察により入院した場合には特定医の採った措置の妥当性を記載すること。

### （7）「病状又は状態像の概要」の欄

- ・ 医療保護入院者の入院届（法第33条第2項）の（1）「病状又は状態像の概要」の欄の記載方法に準じて行うこと。

(8) 「応急入院を採った理由」の欄

- ・ 患者を直ちに入院させる必要があるにもかかわらず、そのための時間的余裕がなく、入院のために必要となる本人及び家族等の同意を得ることが難しいということを具体的に記載すること。

様式18

応急入院届

令和 年 月 日

〇〇 知事 殿

病院名

所在地

管理者名

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ			生 年 月 日 明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日 （満 歳）
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係					
入 院 年 月 日	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分)				
第34条による移送の 有 無	有 り                      な し				
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー( )	3 身体合併症		
応急入院の必要性  〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕					
病状または状態像の 概 要					
応急入院を採った理由  〔家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。〕					
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名				



## 6 特定医師による応急入院届及び記録（法第 33 条の 6 第 2 項） （様式 19）

### （1）日付の欄

- ・ 入院届の保健所への届出日を記載すること。

### （2）「入院年月日」の欄

- ・ 特定医師による応急入院は 12 時間に限る特例措置のため、時間を明記すること。

### （3）「応急入院の必要性」の欄

- ・ 任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。

### （4）「確認した精神保健指定医氏名」の欄

- ・ 精神保健指定医の氏名について署名するとともに、指定医が診察した診察時間を明記すること。

### （5）「精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由」の欄

- ・ 応急入院が妥当でないと判断した理由を明記すること。

### （6）「事後審査委員会意見」の欄

- ・ 都道府県知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、事後審査委員会で審査された状況及び意見を記載しておくこと。

5 から 11 ページ「医療保護入院者の入院届」の留意事項を参照すること。

様式19

特定医師による応急入院届及び記録

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ				生年 月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)							
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区					
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係									
入 院 年 月 日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)								
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	3 身体合併症						
生活歴及び現病歴  〔推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。〕	(陳 述 者 氏 名 統 柄 )								
応 急 入 院 の 必 要 性  〔患者自身の病気に対する 理解の程度を含め、任意 入院が行われる状態に ないと判断した理由に ついて記載すること。〕									
初 回 入 院 期 間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )								
前 回 入 院 期 間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )								
初 回 から 前 回 まで の 入 院 回 数	計 回								

<p>&lt;現在の精神症状&gt;</p> <p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>		
<p>応急入院を採った理由</p> <p>〔家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。〕</p>			
<p>入院を必要と認めた特定医師氏名</p>	署名		
<p>確認した精神保健指定医氏名</p>	署名	診察日時	令和 年 月 日 (午前・午後 時)
<p>精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合は、その理由</p>			
<p>事後審査委員会意見</p>			

## 7 措置入院決定報告書[法第 29 条第 1 項：様式 12（県要領）]

都道府県知事等は、法 29 条第 1 項の規定による措置入院の措置を採ったときは、当該入院措置に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要性があるかどうかに関し、審査を求めなければならない。

精神保健福祉法第 27 条第 1 項又は第 2 項に基づき行われた精神保健指定医による診察の判定内容（病名及び症状を含む）については、該当する診察の際に作成された「措置入院に関する診断書（様式 20）」を添付すること。

（様式第 1 2 号）

### 措置入院決定報告書

令和 年 月 日

静岡県精神医療審査会 殿

静岡県 保健所長

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 3 第 1 項の規定により通知します。

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第 22 条）    ii 警察官通報（第 23 条） iii 検察官通報（第 24 条）    iv 保護観察所長通報（第 25 条） v 矯正施設長通報（第 26 条）    vi 精神科病院管理者届出（第 26 条の 2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第 26 条の 3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第 27 条第 2 項）			
措置入院中の精神科病院	名称			
	所在地	都道府県	郡市区	町村区
措置入院者（精神障害者）	フリガナ			
	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名		令和 年 月 日	(指定医番号： )
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名		令和 年 月 日	(指定医番号： )
法第 29 条の 2 の 2 第 1 項の規定による移送の有無（措置診察後の移送の有無）	i あり    ii なし			

※ 様式は県の「保健所における措置入院等実施要領」の規定による

## 8 措置入院者の定期病状報告書（法第 38 条の 2 第 1 項：様式 23）

措置入院に係る報告は、入院措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の 3 か月目と 6 か月目、それ以降は 6 か月ごとの月末までに保健所に受理されるように提出すること。（例：4 月に入院した場合は、7 月末まで 10 月末までと翌年 4 月末まで以後 6 か月ごとに保健所に受理されるよう報告書を提出すること。）※月の末日が行政機関の休日であった場合は、その前日までに提出すること。

### （1）日付の欄

- ・ 定期病状報告書の保健所への届出日を記載すること。

### （2）「措置年月日」の欄

- ・ 措置入院した年月日を記載すること。入院中に転院があった場合は最初の病院に入院した年月日となる。

### （3）「今回の入院年月日」の欄

- ・ 今回、自院に入院となった最初の日を記載すること。総合病院の場合は、精神科病棟に入院となった最初の日を記載すること。

### （4）「入院形態」の欄

- ・ （3）の入院時の入院形態を記載すること。
- ・ 緊急措置等と記載すること。複数の入院形態を経ている場合は順に記載すること。

**【記載例】** 緊急措置→措置、医療保護（法第 33 条第 1 項）→措置等

### （5）「前回の定期報告年月日」の欄

- ・ 前回定期報告した年月日を記載すること。今回が初めての報告であれば、記載する必要はない。

### （6）「病名」の欄

- ・ I C D - 10 に基づいた病名であること。
- ・ I C D カテゴリー（F コードで、わかる範囲内で詳しく記載し、英数字を含む 3 桁以上記載する。）を記載すること。

### （7）過去 6 か月の仮退院の実績（措置入院後 3 か月の場合は、過去 3 か月の間）」の欄

- ・ 該当回数及び延べ日数を記載すること。

### （8）「過去 6 か月間（措置入院後 3 か月の場合は、過去 3 か月の間）の治療の内容とその結果を記載すること」の欄

- ・ 問題行動を中心として、行ってきた治療内容と治療の結果どのような効果が得られたか等について記載すること。

- (9) 「今後の治療方針（再発防止への対応を含む）を記載すること」の欄
- ・ (8)の内容を踏まえて治療方針、再発防止への対応を簡潔に記載すること。
- (10) 「処遇、看護及び指導の現状」の欄
- ・ 隔離、注意必要度、日常生活の介助指導必要性のそれぞれの欄の該当項目を○で囲むこと。
- (11) 「退院に向けた取組の状況」の欄
- ・ 選任された退院後生活環境相談員には、V 1(15)に記載の選任要件を満たした者の氏名を記入する。
  - ・ 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- (12) 「重大な問題行動」の欄
- ・ Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- (13) 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄
- ・ この書類作成までの過去数か月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点をおいて、該当する全てのローマ数字、算用数字等を○で囲むこと。
- (14) 「診察時の特記事項」の欄
- ・ 被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象などを含め問題行動を中心として簡潔に記載すること。
  - ・ 診察時において、自傷他害のおそれが持続しており、措置入院を継続せざるを得ない状況であることを記載すること。
- (15) 「本報告に係る診察年月日」の欄
- ・ 診察年月日を記載すること。出来る限り診察は届出日の1か月以内に行うこと。
- (16) 「診察した精神保健指定医氏名」の欄
- ・ 診察した精神保健指定医自身が自筆署名を行うこと。

保健所への届出日を記載すること

様式23

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)	
	氏名	(男・女)			住所	都道府県	都市区	町村区	
措置年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
前回の定期報告年月日	令和	年	月	日	入院形態				
病名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症				
	ICD カテゴリー ( )		ICD カテゴリー ( )						
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の仮退院の実績	計	回	延日数	日					
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として〕 記載すること。									
今後の治療方針(再発防止への対応含む)									
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要							
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要							
	日常生活の 介助指導 必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ( )							
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 ( ) 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( )								

重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれある行動）		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）	
1 殺人	A B	<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ） II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ） IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ） V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ） VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ） VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他（ ） VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ） IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ） <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ） 4 その他（ ） <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ） <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）	
2 放火	A B		
3 強盗	A B		
4 不同意性交罪	A B		
5 不同意わいせつ	A B		
6 傷害	A B		
7 暴行	A B		
8 恐喝	A B		
9 脅迫	A B		
10 窃盗	A B		
11 器物損壊	A B		
12 弄火又は失火	A B		
13 家宅侵入	A B		
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B		
15 自殺企図	A B		
16 自傷	A B		
17 その他（ ）	A B		
診 察 時 の 特 記 事 項			
本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日		
診 察 し た 精神保健指定医氏名	署名		
審 査 会 意 見			
都 道 府 県 の 措 置			



## 9 措置入院者の症状消退届（法第 29 条の 5：様式 24）

- (1) 日付の欄
  - ・ 消退届の保健所への届出日を記載すること。
- (2) 「措置年月日」の欄
  - ・ 措置入院となった日を記載すること。（緊急措置入院となった日は記載しないこと。）
- (3) 「病名」の欄
  - ・ I C D - 10 に基づいた病名であること。
  - ・ I C D カテゴリー（F コードで、わかる範囲内で詳しく記載し、英数字 3 桁以上記載する。）を記載すること。
- (4) 「入院以降の病状又は状態像の経過」の欄
  - ・ 措置症状消退と関連して記載すること。
- (5) 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄
  - ・ 診断した精神保健指定医が自筆署名を行うこと。
- (6) 「措置解除後の処置に関する意見」の欄
  - ・ 該当する項目の数字を○で囲むこと。
  - ・ 他の医療機関で治療を継続した場合は、「3. 転医」の数字を○で囲むものとするが、転医先で入院する場合は「1. 入院継続」、通院する場合は「2. 通院医療」の項目の数字も○で囲むこと。
- (7) 「退院後の帰住先」の欄
  - ・ 該当する項目の数字を○で囲むこと。
- (8) 「帰住先の住所」の欄
  - ・ 帰住先の住所を記載すること。
- (9) 「訪問支援等に関する意見」の欄
  - ・ 必要とする症例については意見を記載すること。
- (10) 「障害者福祉サービス等の活用に関する意見」の欄
  - ・ 必要とする症例については意見を記載すること。
- (11) 「主治医氏名」の欄
  - ・ 主治医の氏名を記載すること。

様式24

措置入院者の症状消退届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)						
	住所	都道府県	市区	町村区				
措置年月日	昭和 平成 令和	年	月	日				
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー( )	3 身体合併症					
入院以降の病状又は 状態像の経過 〔措置症状消退と関連 して記載すること。〕								
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名							
措置解除後の処置に 関する意見	1 入院継続 (任意入院・医療保護入院・他科) 4 死亡 5 その他 ( )		2 通院医療		3 転医			
退院後の帰住先	1 自宅 (i 家族と同居、ii 単身) 3 その他 ( )		2 施設					
帰住先の住所	都道府県	市区	町村区					
訪問支援等に 関する意見								
障害福祉サービス等 の活用に関する意見								
主治医氏名								

## 10 任意入院者の定期病状報告書（法第 38 条の 2 第 2 項：様式 7）

都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

任意入院者の病状報告を求めることができる病院の要件として、施行規則第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 において①改善命令等を受けてから 5 年間を経過しない病院であること又は②改善命令等を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる病院であることが規定されている。

病状報告を求めることができる任意入院者の要件は、施行規則第 20 条の 4 において、①入院後 1 年以上経過していること又は②入院後 6 か月を経過するまでの間に法 36 条第 3 項に規定する行動制限を受けたこと又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたことと規定されている。

様式 7

任意入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定により報告します。

任意入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)	
	氏名	(男・女)							
	住所	都道府県	郡市区	町村区					
任意入院年月日 (第20条による入院)	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の 入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
					入院形態				
前回の定期報告年月	令和 年 月 日								
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )		3 身体合併症				
	過去12か月間の治療の内容とその結果(過去12か月間の病状または状態像の経過の概要、並びに過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について)								
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向								
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)									
今後の治療方針									

<現在の精神症状>  <その他の重要な症状>  <問題行動等> <現在の状態像>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( ) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( ) 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日
診断した主治医氏名	署名

審査会意見	
都道府県の措置	

## VI 主な書類の提出先及び提出期限

### 1 精神科病院が作成し、最寄りの保健所に提出するもの

区 分		提出期限	添付書類	提出部数	
医療保護入院	入院届 (法第 33 条第 1 項又は第 2 項)	様式 10	入院後、入院日の <u>翌日</u> を含め 10 日以内に保健所に受理されるように提出	① ② } 該当する ③ } 場合	2 部
	入院届(法第 33 条第 1 項・第 3 項又は第 33 条第 2 項・第 3 項)	様式 11	入院後、入院日の <u>翌日</u> を含め 10 日以内保健所に受理されるように提出	①	1 部
	入院期間更新届 (法第 33 条第 6 項)	様式 15	更新されたときは、 <u>更新日</u> を含め 10 日以内に保健所に受理されるように提出	①※1 ② } 該当する ③※2 } 場合 ④	2 部
	退院届 (法第 33 条の 2)	様式 16	退院後、退院日の <u>翌日</u> を含め 10 日以内保健所に受理されるように提出		1 部
応急入院	応急入院届 (法第 33 条の 6)	様式 18	直ちに ※遅くとも入院から 72 時間以内に届け出ること		1 部
	応急入院届 (法第 33 条の 6 第 2 項))	様式 19	直ちに		1 部
措置入院	定期病状報告 (法第 38 条の 2 第 1 項)	様式 23	入院翌月を初月とする 3 か月目の末日、6 か月目の末日、以後 6 か月ごとの月日までに保健所に受理されるように提出		2 部
	措置症状消退届 (法第 29 条の 5)	様式 24	直ちに		2 部
任意入院	定期病状報告書 (法第 38 条の 2 第 2 項)	様式 7			1 部

#### <添付書類>

- ①同意書（法第 33 条第 1 項・3 項、法第 33 条第 2 項・3 項の入院が先行している場合は、法第 33 条第 1 項・3 項、法第 33 条第 2 項・3 項の同意書）
- ②家庭裁判所より扶養義務者として選任されている場合は、選任審判書の写し
- ③後見人ないし保佐人の場合は、それを証明する書類(登記事項証明書等)の写し
- ④医療保護入院者退院支援委員会審議記録の写し(直近の審議時のもの)

※1 みなし同意の場合は不要

※2 今回の更新の同意者が今回の更新の直前の入院又は更新の同意者と変更がなければ不要

2 保健所が作成し精神医療審査会に提出するもの

区 分		提 出 期 限	添 付 書 類	提出部数
措 置 入 院	決定報告書 (法第 29 条第 1 項)	様式 12 (県要領)	可能な限り速やかに  措置入院に関する診断 書 (様式 20)	1 部

※措置入院決定報告書の提出は、措置入院決定後、直近の静岡県精神医療審査会に係る書類提出期限までに提出をお願いします。

※書類提出期限に間に合わない場合は、事務局に相談してください。

## **Ⅶ 改正履歴**

平成 26 年 4 月 1 日 精神保健福祉法一部改正に伴う改正

令和元年 7 月 3 日 改正

令和 3 年 10 月 15 日

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知、令和 2 年 12 月 25 日一部改正）に伴う改定

令和 5 年 4 月 1 日 精神保健福祉法一部改正に伴う改正

令和 6 年 4 月 1 日 精神保健福祉法一部改正に伴う改正

令和 6 年 12 月 13 日 静岡県精神医療審査会の審査基準等見直しに伴う改正



## 【参 考 资 料】

## 家族等の種類

### ① 家族等の種類

- ・ 家族等とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人(法第5条第2項)をいう
- ・ 具体的には、配偶者、父母、祖父母・曾祖父母、子・孫・曾孫、兄弟姉妹、後見人又は保佐人、家庭裁判所が選任した扶養義務者(注1)
  - ※ 医療保護入院は、精神保健指定医1名の診断とともに、上記のうちいずれかの者の同意が必要
  - ※ 家族等に順位はないが、当該精神障害者が未成年者である場合に親権者の同意を得る際には、原則として父母双方の同意を要するものとする
  - ※ 内縁の夫や妻は家族等に含まない
- ・ 家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を示すことができない場合においては、当該精神障害者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは現在地)を管轄する市町長の同意による

### ② 欠格者(家族等になれない者)

- ・ 行方の知れない者
- ・ 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- ・ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ・ 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第1項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者として厚生労働省で定めるもの
- ・ 心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ・ 未成年者

#### (注1) 扶養義務者とは

直系血族及び兄弟姉妹(絶対的扶養義務者、民法第877条第1項)である。特別の事情があるときは3親等内の親族においても家庭裁判所の審判により決定することができる。

#### (1) 直系血族

自分からみて祖父母・父母・子・孫等。養親子たるとを問わず、子が嫡出でも非嫡出でも同様。

#### (2) 兄弟姉妹

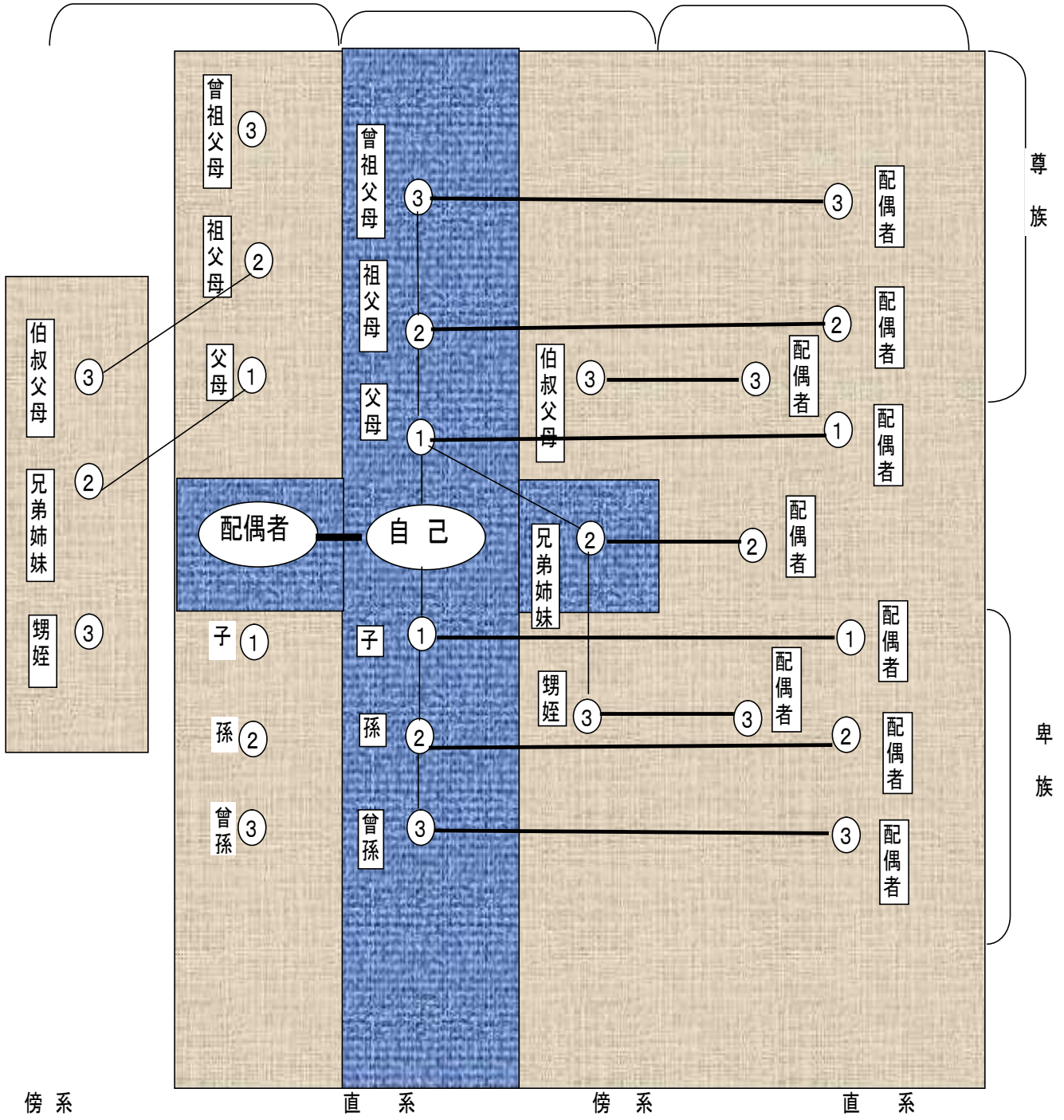
父母の双方を共通にする場合たると、一方だけを共通にする場合たるとを問わず、養子と養親の実子や同一の養親の養子同士を含むが、先妻の子と後妻の連れ子は、後妻が先妻の子と養子縁組した場合を除き、法律上は兄弟姉妹ではない。

# 親等表

姻 族

血 族

姻 族



傍 系

直 系

傍 系

直 系

	絶対的扶養義務者 (民法第877条第1項)		相対的扶養義務者(民法第877条第2項)
① 配偶者は継続の場合などであること 子 ① は先夫の子、後妻の連れ子等であること			